宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替える。

［表略］

［注１～28　略］

29　32の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、施行規則第７条の２に規定する船舶地球局に該当しない船舶地球局の場合は、記載を要しない。

［30～35　略］

36　40の欄は、義務船舶局等に限り記載することとし、次によること。

⑴　⑴の欄は、該当する□にレ印を付け、同欄の［　　］には該当する事項を記載すること。この場合における船舶地球局の無線設備は施行規則第28条第１項第３号の⑷㋒のインマルサット船舶地球局又は施行規則第12条第５項第２号に規定する船舶地球局のうち1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用するものに限るものとし、高機能グループ呼出受信機は施行規則第28条第７項の高機能グループ呼出し受信の機能を持つ船舶地球局の無線設備を含むものとする。

［⑵・⑶　略］

37　41の欄は、次によること。

［⑴　略］

⑵　義務船舶局等に該当しない船舶局であつて、船舶安全法（昭和８年法律第11号）第２条の規定に基づく命令により備付けを要する遭難自動通報設備がある場合は、その旨記載すること。

［⑶～⑼　略］

［38～40　略］

別表第二号の二第６　船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［表略］

［注１～13　略］

14　16の欄は、次によること。

［⑴・⑵　略］

⑶　方式・規格等の欄は、次の表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を記載すること。

装置の別	記載事項
［ア・イ　略］	［略］
ウ　狭帯域直接印刷電信装置	製造者名、名称、製造番号（検定合格機器である場合は、検定番号及び製造番号とする。）
［エ　略］	［略］

［15～24　略］

［表同左］

［注１～28　同左］

29　32の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、義務船舶局に設置されない船舶地球局の場合は、記載を要しない。

［30～35　同左］

36　［同左］

⑴　⑴の欄は、該当する□にレ印を付け、同欄の［　　］には該当する事項を記載すること。この場合における船舶地球局の無線設備は施行規則第28条の２第１項のインマルサット船舶地球局又は施行規則第12条第６項第２号に規定する船舶地球局のうち1,621.35MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用するものに限るものとし、高機能グループ呼出受信機は施行規則第28条第９項の高機能グループ呼出し受信の機能を持つ船舶地球局の無線設備を含むものとする。

［⑵・⑶　同左］

37　［同左］

［⑴　同左］

⑵　非義務船舶局であつて、船舶安全法（昭和８年法律第11号）第２条の規定に基づく命令により備付けを要する遭難自動通報設備がある場合は、その旨記載すること。

［⑶～⑼　同左］

［38～40　同左］

別表第二号の二第６　［同左］

［表同左］

［注１～13　同左］

［14　同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　［同左］

装置の別	記載事項
［ア・イ　同左］	［同左］
ウ　狭帯域直接印刷電信装置	製造者名、名称、製造番号、方式、信号の伝送速度、マーク周波数及びスペース周波数並びに符号構成（検定合格機器である場合は、検定番号及び製造番号とする。）
［エ　同左］	［同左］

［15～24　同左］